

P G 0 3

研修を企画立案する際のポイント I

(サービス管理責任者等の養成制度)

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

酒井 京子

このセクションでの講義のねらい

①サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割について理解する

②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の全体像を把握し、見通しをもって受講することを理解する

サービス事業者等の責務

障害者総合支援法

第42条

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

児童福祉法

第21条の5の18の②

(指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者の責務)

- 2 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

第24条の11

(指定障害児入所施設等の設置者の責務)

- 2 指定障害児入所施設等の設置者は、その提供する障害児入所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児入所支援の質の向上に努めなければならない。

サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者の役割
について

「管理者」と「サービス管理責任者」の関係イメージ

サービス提供事業所

管理者の責務

「従業者及び業務の一元的な管理や
規定を遵守させるため必要な指揮命令」

人事管理
指揮命令

事務職員

その他の職員

人事管理
指揮命令

人事管理
指揮命令

サービス提供部門

サービス管理責任者の責務

「サービス提供プロセスに関して
他のサービス提供職員に対する
技術的な助言や指導等」

サービス内容
の管理に関す
る指示・指導

サービス提供職員 A

サービス内容
の管理に関す
る指示・指導

サービス提供職員 B

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ①

管 理 者

- ①指定要件：専従（管理上支障がない場合は兼務可）
- ②対象者像：施設長（管理職）を想定
- ③要件：
 - ・社会福祉主事の資格を有するか又は
社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、
又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者（第1種社会福祉事業）
 - ・療養介護事業所においては医師
- ④根拠：社会福祉法66条
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準：第51条
 - ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準：第7条
- ⑤責務：「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」
 - 基準：第66条
 - 基準：第36条

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

- ①指定要件：専従で常勤
 - 保育所等訪問支援については「常勤」の規定なし。
- ②対象者像：サービス提供部門の管理職
又は指導的立場の職員を想定
- ③要件：
 - ・実務経験（3～8年）
 - ・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了
 - ・相談支援従事者研修（講義部分）受講
- ④根拠：障害者総合支援法43条、児童福祉法第21条の5の18の②、第24条の11
- ⑤責務：「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」

「管理者」と「サービス管理責任者」の比較 ②

管理者の業務内容例

- ①利用者・市町村への契約支給量報告等
- ②サービス提供の記録と利用者への確認
- ③利用者負担額等の受領及び管理
- ④介護給付費の額に係る通知等
- ⑤サービス内容の取扱い方針・意思決定支援等の徹底
- ⑥提供するサービスの質の評価と改善
- ⑦利用者・家族に対する相談及び援助
- ⑧利用者の日常生活上の適切な支援
- ⑨利用者家族との連携
- ⑩緊急時の対応、非常災害対策等
- ⑪従業者及び業務の一元的管理
- ⑫従業者に対する指揮命令
- ⑬運営規程の制定
- ⑭従業者の勤務体制、研修機会の確保等
- ⑮利用定員の遵守
- ⑯衛生管理、感染症対策等
- ⑰虐待防止・身体拘束等の禁止
- ⑱地域との連携等 ⑲記録の整備

サービス管理責任者の業務内容例

1.個別支援計画の作成に関する業務

- ①利用者に対するアセスメント・意思決定支援の配慮及び支援内容の検討
- ②個別支援計画の原案作成
- ③個別支援計画作成に係る会議の運営
- ④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意
- ⑤利用者及び指定特定相談支援事業者等に対する個別支援・計画の交付
- ⑥個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)による見直しと計画の変更
- ⑦当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握
- ⑧自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供

2.サービス提供者への指導・助言(意思決定支援に関しても)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
令和6年4月1日改正 変更点(赤字)

(サービス管理責任者の責務)

第五十九条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第五十八条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、**利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ**、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 アセスメントに当たっては、**利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。**

第五十八条

5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、**当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに**、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

第五十八条

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者**及び指定特定相談支援事業者等**に交付しなければならない。

9 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

「相談支援専門員」と「管理者」「サービス管理責任者」の比較

	相談支援専門員	サービス提供事業所	
		管理者	サービス管理責任者
指定要件	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従 → サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	1名以上は専任で常勤(新体系) ・専任 → 特定の業務の主たる担当者として特定されていること。 ・常勤 → 雇用形態が常勤職員として雇用されていること。(週40時間労働)
対象者像	相談支援事業所の従業者	施設長(管理職)を想定	サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定(管理職でなくても可)
要件	実務経験(3～10年)と相談支援従事者研修(初任者又は現任)を修了した者	社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)	実務経験(3～10年) ・サービス管理責任者研修修了 ・相談支援従事者研修(講義部分)受講
責務	利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のための支援、中立・公平な立場からの効率的で適切な障害福祉サービス利用のための支援 等	「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」	「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」
業務内容	①生活全般に係る相談、情報提供 ②利用者に係るアセスメントの実施 ③サービス利用計画の作成と変更 ④サービス利用計画の説明と交付 ⑤サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施) ⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 ⑦障害福祉施設等との連携等 ※サービス利用計画の作成にあたっては、インフォーマルなサービスの利用も含め総合的な計画となるよう努めなければならない。	①利用者・市町村への契約支給量報告等 ②サービス提供の記録と利用者への確認 ③利用者負担額等の受領及び管理 ④介護給付費の額に係る通知等 ⑤サービス内容の取扱い方針・意思決定支援等の徹底 ⑥提供するサービスの質の評価と改善 ⑦利用者・家族に対する相談及び援助 ⑧利用者の日常生活上の適切な支援 ⑨利用者家族との連携 ⑩緊急時の対応、非常災害対策等 ⑪従業者及び業務の一元的管理 ⑫従業者に対する指揮命令 ⑬運営規程の制定 ⑭従業者の勤務体制、研修機会の確保等 ⑮利用定員の遵守 ⑯衛生管理、感染症対策等 ⑰虐待防止・身体拘束等の禁止 ⑱地域との連携等 ⑲記録の整備	1.個別支援計画の作成に関する業務 ①利用者に対するアセスメント・意思決定支援の配慮及び支援内容の検討 ②個別支援計画の原案作成 ③個別支援計画作成に係る会議の運営 ④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意 ⑤利用者及び指定特定相談支援事業者等に対する個別支援・計画の交付 ⑥個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)による見直しと計画の変更 ⑦当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握 ⑧自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供 2.サービス提供者への指導・助言(意思決定支援に関しても)

サビ児管は、サービスの質に責任を負う！

- 何のために
- 誰のために



法人の理念は？行動規範は？
⇒その実践者を育てていく

サビ児管は、仕事の結果が問われる！

例えば、

- 利用者のニーズに基づいたサービス提供の仕組みを作ったか
- 適切な個別支援計画の作成やサービス提供ができるよう、サービス提供職員を適切に支援したか
- 利用者に対して質の高いサービスを提供したか

社会福祉としての サービス提供

→社会福祉従事者である私たち

サービス管理責任者評価の基準例

評価の項目

1. 質の高いサービスの提供

2. 事業の推進・効率化

3. 人材の育成・強化

評価の基準

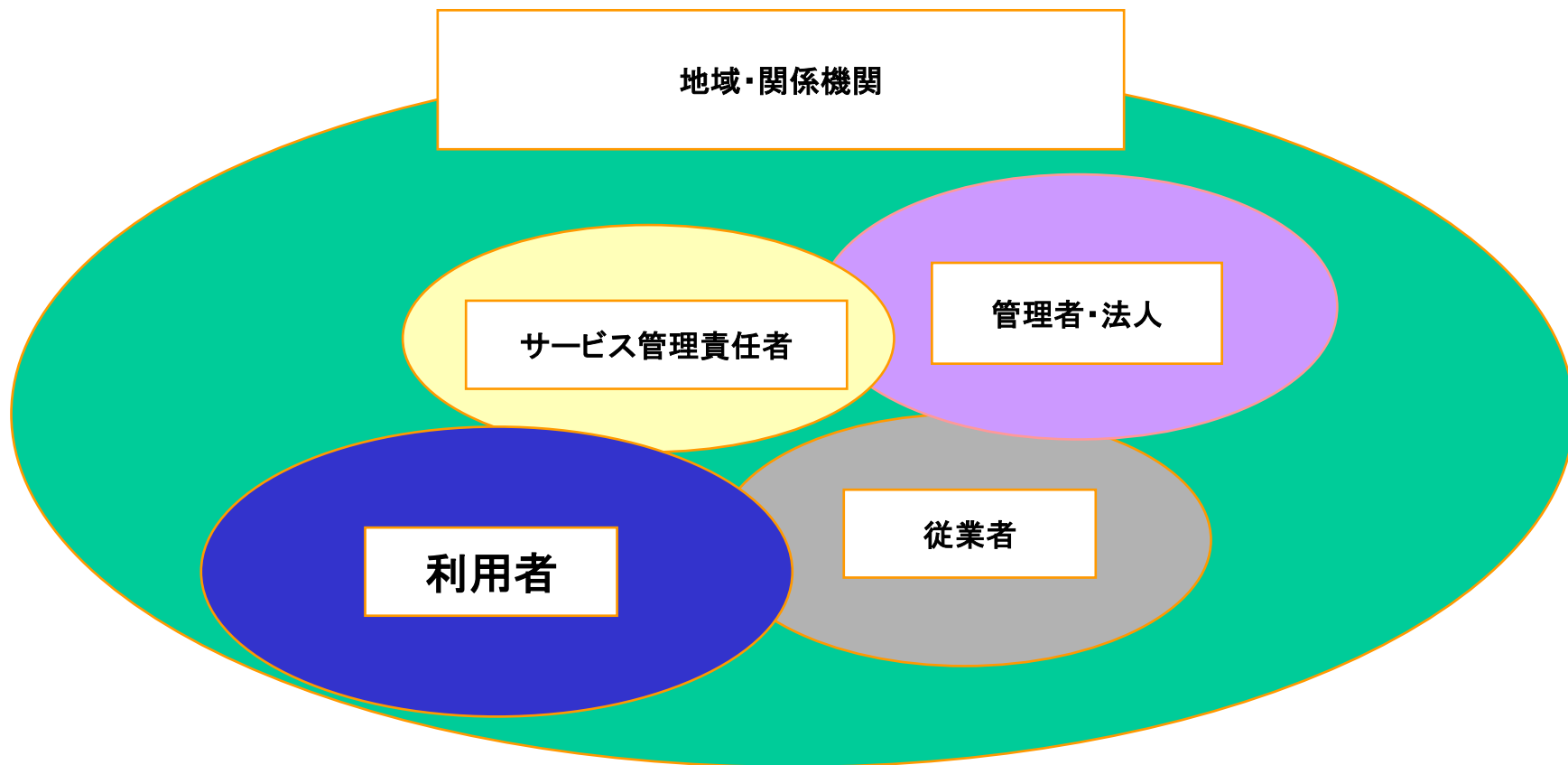
- ①苦情解決の推移
- ②利用者や家族の満足度
- ③福祉サービスの第三者評価

- ①移行支援者の推移
- ②利用者の推移
- ③支援会議の効率化

- ①OJT、OFF JTの実施件数
- ②資格取得などキャリアアップ
- ③研究発表など専門性・スキルの向上

サービス管理責任者の位置づけのイメージ

サービス管理責任者は、利用者、従業者、管理者・法人、地域・関係機関とのあいだに立って、質の高いサービスが提供されるよう調整する立場



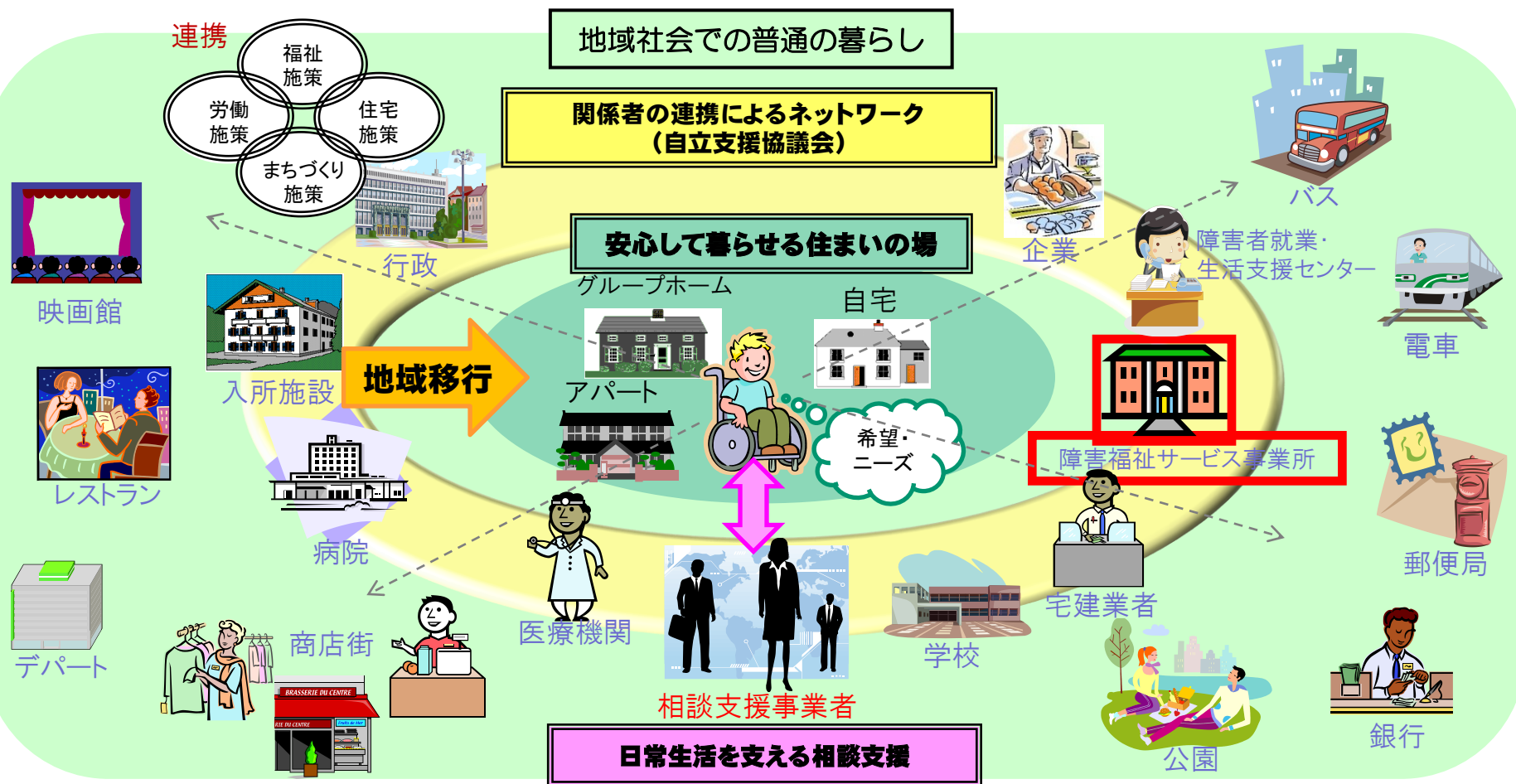
地域を知る ・ 自事業所の地域の役割を知る

障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

地域での暮らしを選択できる基盤づくり

- ・安心して暮らせる住まいの場の確保
- ・日常生活を支える相談支援体制の整備
- ・関係者の連携によるネットワークの構築



サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者

基礎研修・実践研修・更新研修について

基礎研修・実践研修・更新研修のねらい

更新研修：自己検証
施策の最新の動向、自己検証、
スーパーバイズ

5年毎
サービス（児童発達支援）管理責任者
として継続

実践研修：質の向上
支援会議の運営、サービス（支援）提供職員への助言・指導、個別支援計画の質の向上

5年
サービス（児童発達支援）管理責任者
として配置

基礎研修：プロセス
アセスメント、個別支援計画の作成、
相談支援専門員との連携、多職種連携

3年
原案作成が可能

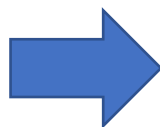
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h



実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h



更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

基礎

- ✓ 障害福祉サービス等提供事業者等の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。
- ✓ サービス等利用計画と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた『個別支援計画』の意味・知識・技術等の原則論を押さえる。
- ✓ 『個別支援計画』作成・修正の能力を、演習等を通じて獲得する。

<修了時の到達レベル>

アセスメントから**モニタリングまでの一連のプロセスを理解**したうえで、**個別支援計画を作成・修正することができる**レベルとする。

実践



2年以上のOJT（相談支援又は直接支援業務の実務経験）
※2023年度より一定の要件を満たせば「6か月以上」に短縮可能

- ✓ サービス管理責任者等の本来業務を実践するために、個別支援計画の作成に携わっていることを前提として、サービス提供プロセスにおける「管理」、具体的には「支援会議の運営」、「サービス提供職員への助言・指導」について講義および演習を実施する。また、演習等によるグループワーク等を実施する中で、各自が実際に作成した「個別支援計画」の内容等の質の向上を図る。「人材育成」や「地域連携」について学ぶ。

<修了時の到達レベル>

2年間の個別支援計画作成・修正の経験をベースに**個別支援計画作成・修正について熟達し**、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等**一連のサービスプロセス管理業務が行える**レベルとする。

更新



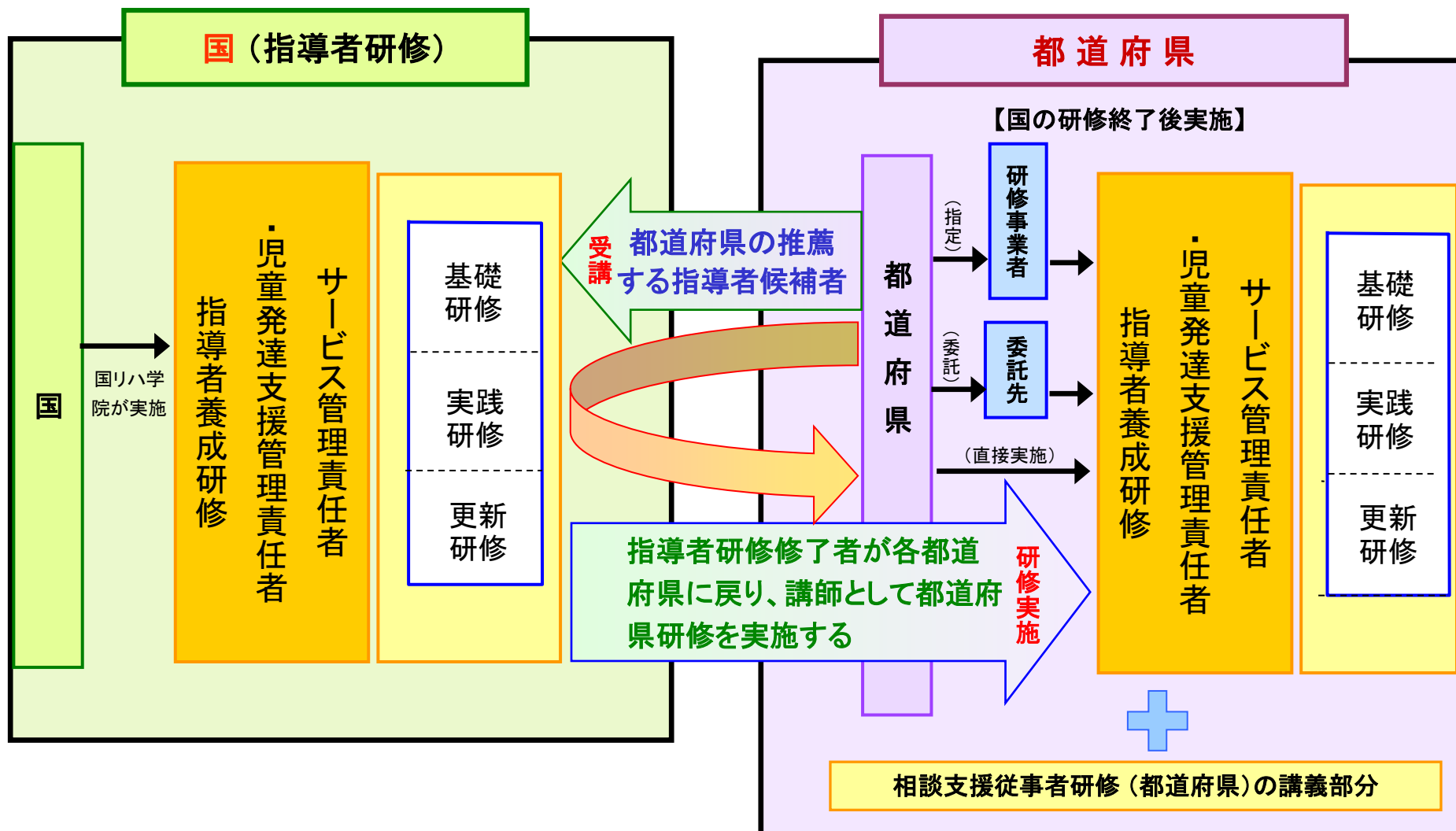
5年間の経験 ・ 5年毎に更新

- ✓ サビ管・児発管の実践報告等によりこれまでの業務内容を振り返るとともに実践内容の確認をし、知識・技術の更なる底上げを図る。

<修了時の到達レベル>

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として、人材育成の視点からサービス（支援）提供職員等へのスーパービジョンができるようになる。

「サービス管理責任者研修会」の全体イメージ



- 1) 今回の指導者養成研修への参加について、都道府県レベルでどのような**目的（派遣目的）の設定**がされていますか。
- 2) 今回の指導者養成研修の参加について、受講生自身が、**何**を取得し・都道府県に持って帰ろうと考えていますか。
- 3) 各都道府県において、サービス管理責任者・児童発達管理責任者研修の受講希望者に、どのような**期待と役割**がありますか。
- 4) 指導者養成研修修了後、各都道府県単位での研修は**どのような内容・方法で行うべき**ですか（地域特性をふまえて）。

- 自都道府県に人材育成ビジョンはありますか？
- あるとしたら、どんな内容ですか？
- ビジョン策定でどのような効果が出ていますか？



和歌山県人材育成ビジョン (サービス管理責任者等 ver.)



令和6年3月
和歌山県自立支援協議会
人材育成部会 サビ管分科会

高知県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 人材育成ビジョン



高知県自立支援協議会 人材育成部会
高知県子ども・福祉政策部障害福祉課

秋田県障害福祉従事者 人材育成ビジョン

秋田県障がい者総合支援協議会
人材育成部会



令和8年6月時点

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の キャリア像 (理想イメージ)

	研修受講前	基礎	実践	更新	その後 (更新後)
業務のイメージ	・ 学ぶ ・ 感じる ・ 関心を持つ ・ 関わる	・ 障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる ・ サービス等利用計画と個別支援計画の関係や、個別支援計画の作成・修正の能力を身につける	・ 支援会議の運営 ・ サービス提供職員への助言・指導 ・ 個別支援計画作成における質の向上を図る	・ これまでの業務内容を自己検証し、知識・技術の更なる底上げを図る ・ 自事業所のみならず他機関とも連携を図る	・ 実践を続ける（ロールモデルとなる） ・ 次世代へ傳承する
次のステージまでの課題	・ 主体的に日常業務に関わる。 ・ 実務経験を積むことで、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者のイメージを膨らませる。	アセスメントから モニタリングまでの一連のプロセスを理解 した上で、個別支援計画を作成・修正することができるようになる。	2年間のOJTの経験をベースに 個別支援計画作成・修正について熟達し 、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等 一連のサービスプロセス管理業務が行えるようになる。	人材育成の視点からサービス（支援）提供職員等へのスーパービジョンができるようになる。	・ 自身の活動 continuéしながら、後身の育成に関わる。 ・ 経験を活かし、地域の人材育成のための土壌づくりを行う。

最後に

研修の企画を通して

- ・ 地域におけるリーダーの育成
- ・ ネットワークづくり
- ・ 自立支援協議会の活性化

を図っていくことで地域づくりが進む

※ サビ児管が協議会に積極的に参画し、利用者の課題を共有し、
地域課題として解決を図っていく流れを作る → 多職種連携